R8.9改

事業主・労働者の皆様へ

～偽造の疑いのある技能講習修了証にご注意を～



その修了証使わないで！



技能講習修了証を真似て**偽造**したと思われる**書類**が**全国的に**出回っている可能性があるのでご注意ください。

神奈川労働局に**登録がない**

「産業安全教育センター」

という名称（架空所在地）で、フォークリフトや車両系建設機械等の就業制限業務のほか、作業主任者に係る講習を実施したかのように装っていますが、これらは、すべて**無効**となります。

別紙のような書類を用いて、有資格者を装い運転業務を行った者や運転を行わせたり、作業主任者を選任したりした事業者は**労働安全衛生法違反**となるほか、作成者などを**刑事告発**する場合があります。

技能講習は、都道府県労働局に登録している登録教習機関のみでしか受講することが出来ませんので、ご注意ください。

なお、神奈川労働局では、このような技能講習修了証を真似て**偽造**しているものと思われる**書類**の回収作業を進めています。

みなさまからの情報提供とご協力を何卒お願いいたします。

連絡先：神奈川労働局　安全課

☎（045）211-7352

お問い合わせ・情報提供は最寄りの監督署または労働局までご相談を！

別紙

確認された書面(イメージ)

① 平成期に発行されたもの

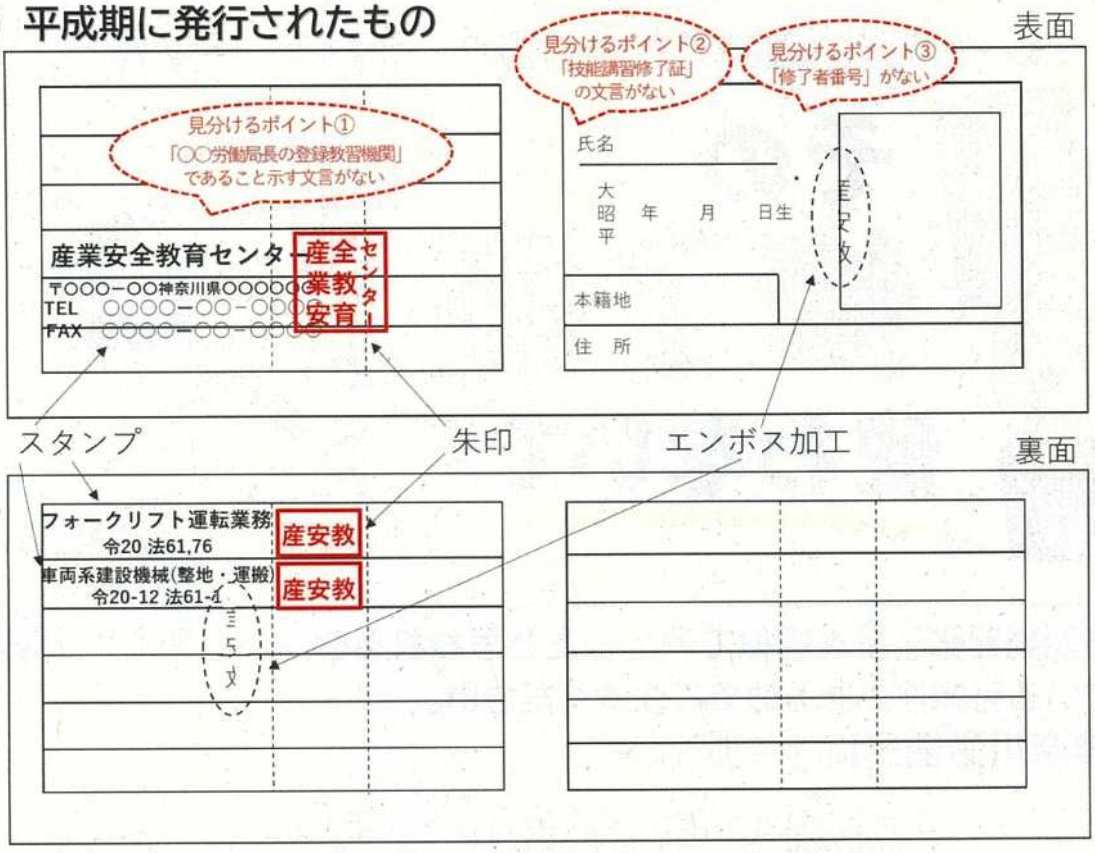

※ 記載のある業務の内容は、イメージ図以外のものもある可能性があります。

② 令和期に発行されたもの

「技能講習修了証」と書かれていますが、登録された教習機関ではありません！！

表面

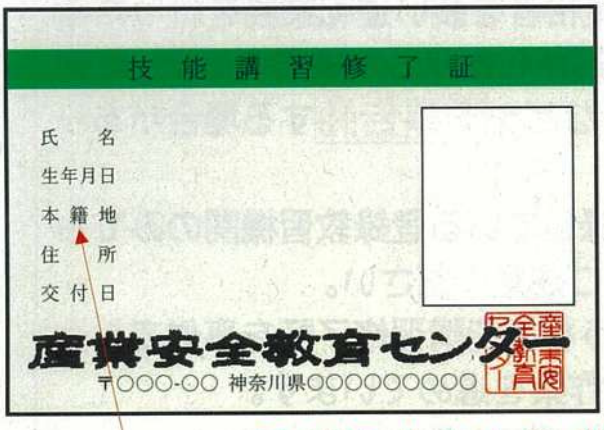

裏面



見分けるポイント②：労働局長登録(指定)の文言がない

見分けるポイント①：本籍地の記載

※ 平成 29 年４月１日以降交付分は記載廃止

本リーフレットのダウンロードはこちら→